

第57回
全国知的障害福祉関係職員研究大会
[鹿児島大会]

第3分科会
「自分らしく暮らす」
～本人の想いを中心とした共生社会を実現する～

「法人連携による地域生活支援拠点等を活用した共生社会の輪」

令和元年10月23日



社会福祉法人 ゆうかり

理事長 水流源彦

*your smile makes
everyone happy!*



NPO法人全国地域生活支援ネットワーク

2000年創設 2005年NPO認証

- アメニティーフォーラムの開催
- 行動援護
- 地域生活支援拠点（安心コールセンター）
- アールブリュット
- バリアフリー映画（バリアフリー演劇）
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 強度行動障害従事者養成研修（テキスト発行）
- 高次脳機能障害支援
- 医療的ケア児支援体制構築

目指す方向

基本理念

だれもが、明るく朗らかな笑顔をたたえ、意欲と自信をもって、より豊かな人生を送ることができるよう総合的な福祉サービスを提供します。

あなたの笑顔は
みんなを **HAPPY** にする！



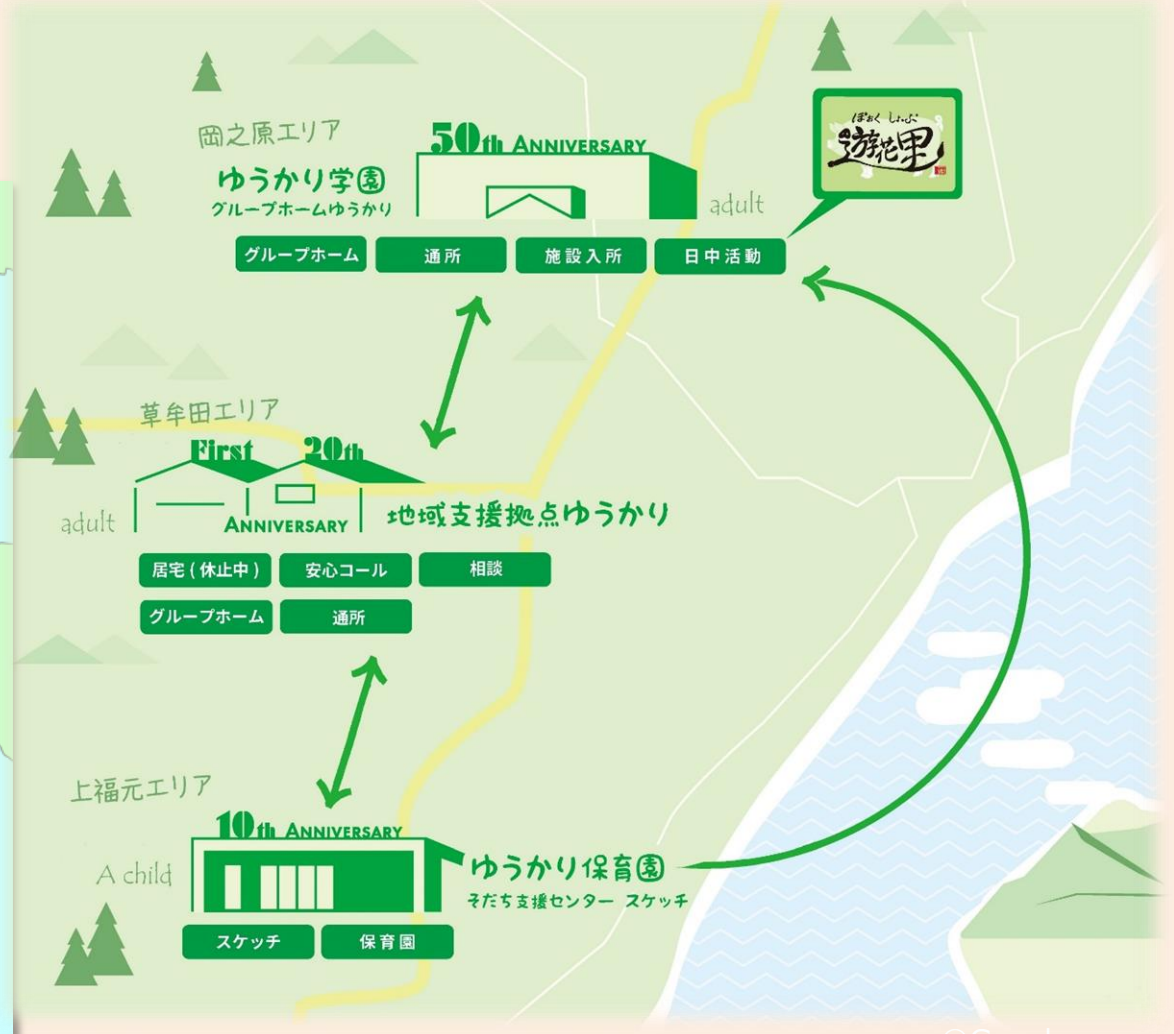
私たちの仕事は、だれもが地域の中で、その人らしく安心して暮らせるように、日々の生活を支えることです。そして、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、さりげなく、支え、支えられ、それぞれの役割を担える社会を目指します。



サービス提供エリア

事業所

鹿児島市



©Google



社会福祉法人 ゆうかり

法人概要 I

法人名	社会福祉法人ゆうかり
所在地	鹿児島県鹿児島市岡之原町1005番地
設立年	1967年4月1日（2001年6月1日名称変更）
事業の内容	<p>障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none">■ 居宅系サービス<ul style="list-style-type: none">● 施設入所● 共同生活援助■ 日中活動系サービス<ul style="list-style-type: none">● 生活介護● 自立(生活)訓練（休止中）● 就労移行支援● 就労継続支援 A 型● 就労継続支援 B 型  <p>ゆうかり学園</p>  <p>地域生活支援拠点ゆうかり</p>



法人概要 II

事業の内容

■訪問系サービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護（休止中）

■その他サービス

- 短期入所
- 日中一時支援

児童福祉

- 保育所
- 放課後等デイサービス

相談支援事業所

- 障害児相談支援
- 一般相談支援
- 特定相談支援

ゆうかり保育園



そだち支援センタースケッチ



相談支援事業所『くれぱす』



こどもから、高齢者、そして知的障害のある人たち、
それぞれの存在を、空気のように感じながら過ごします。



喜働（自立＋勤労＋明朗）

事業の内容

ぽおくしよつぷ遊花里

ゆうかりならではの日中活動として、住宅街で“ぽおくしよつぷ遊花里”というお店を運営しています。その活動の一環として、恵まれた自然環境を生かして畜産を行い、施設利用者が大切に育てた豚を精肉・加工し、ネットショッピング等で販売しています。



活動を通して、職員一同、豚に感謝して食することを学びました。その様子は写真家の大西暢夫さんによって書籍化されています

地域移行の推進（平成9年～）

居宅系サービス

●施設入所（定員40名）

障害者支援施設で生活する利用者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

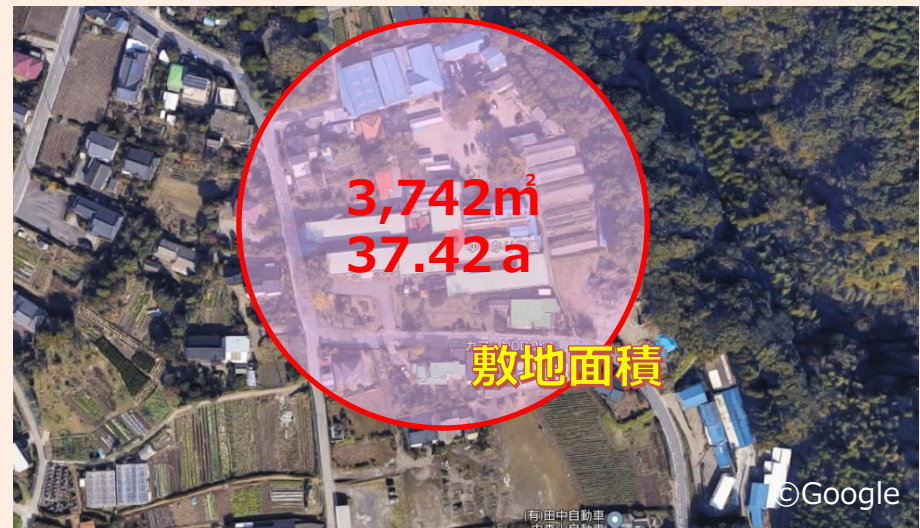


定員の推移

1997年度 平成9年度	入所定員	グループホーム 定員
	110名	8名



2019年度 令和元年度	入所定員	グループホーム 定員
	40名	75名



ゆうかり 利用者状況（年齢・支援区分）

年齢			支援区分		
岡之原	入所平均	57.3	岡之原	入所平均	4.8
	入所男平均	53.7		入所男平均	4.9
	入所女平均	62.0		入所女平均	4.7
	ホ一ム平均	54.8		ホ一ム平均	3.8
	ホ一ム男平均	55.8		ホ一ム男平均	3.9
	ホ一ム女平均	52.5		ホ一ム女平均	3.3
	通所平均	38.1		通所平均	4.7
	全体平均	54.0		全体平均	4.3
	全体男平均	53.3		全体男平均	4.4
	全体女平均	55.1		全体女平均	4.2
草牟田	ホ一ム平均	52.4	草牟田	ホ一ム平均	4.5
	ホ一ム男平均	45.3		ホ一ム男平均	4.7
	ホ一ム女平均	60.8		ホ一ム女平均	4.3

最高年齢
男性83歳
女性85歳



地域移行の推進

■居宅系サービス

●共同生活援助（定員75名 15ホーム 各定員4～7名）

地域の民家で生活する利用者に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ
又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

右下赤色枠の2ホームを除いて、13ホームは既設の民家を利用



©Google



高齢者対応グループホーム設置経緯 I

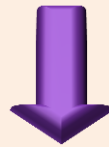
施設名称	グループホームたんぽぽ・グループホームもくれん		
所在地	鹿児島県鹿児島市岡之原町1169-1		
建物用途	共同生活援助	竣工	2016年7月
特色	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者対応グループホーム ● バリアフリー ● 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 ● 2ユニット（定員5名×2） ● 太陽熱空調給湯設備 		



地域移行阻害要因

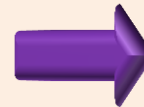
全国的に地域移行が進まない主な理由

- 家族の反対
利用者のご家族も高齢化 頻繁に会いに行けない 入所施設=安心
- 利用者の高齢・重度化
グループホームは設備が不十分 入所施設=安心
- 支援体制
グループホームは夜間職員がいない 入所施設=安心



地域移行を推進するためには・・・

- ◆ 夜間の職員配置
- ◆ 高齢者が快適に生活できる設備・環境を満足するグループホームが必要



2016年 高齢者対応グループホーム設立
「たんぽぽ・もくれん」

入所施設と同様の職員配置を行う

■ 職員配置



同一敷地内



同一敷地内にあるグループホーム
「たんぽぽ・もくれん・さざんか」において夜間支援体制
を構築

時間	利用者	世話人	支援員	
			高齢者対応	他
6:30~	起床 バイタルチェック・更衣・洗面			
7:00~	朝食・歯磨き			
8:00~	掃除(居室)・トイレ・出勤準備			
9:00~	出勤 ①通所事業所へ通所 ②就労 ~9:30 ③その他			
15:00~				
16:00~				
~16:30	帰宅 トイレ・入浴・治療・水分補給 洗濯			
17:30~	夕食・歯磨き			
18:00~	余暇時間 *明日の準備			
~19:00				
20:00~	就寝準備			
21:00~	就寝前投薬			
22:00~	就寝			

高齢者が快適に生活できる設備・環境

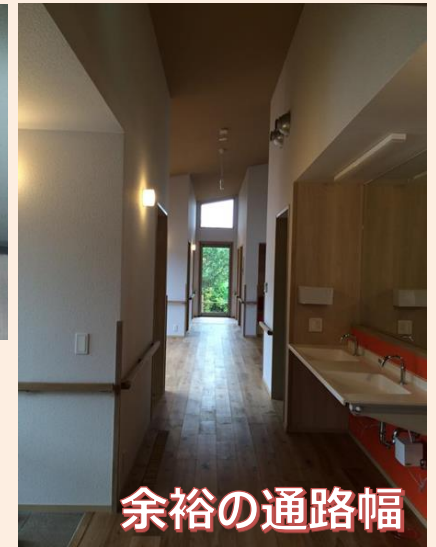
- 乗降車のし易さ
車を玄関前に横付け可能



- バリアフリー
玄関・室内段差レス
通路幅の確保（車椅子等）



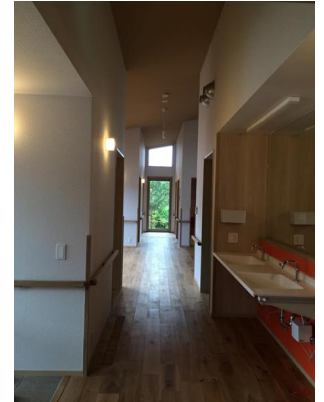
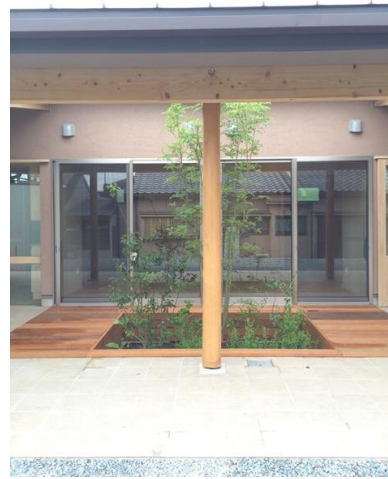
- 介護浴槽設置
居室から脱衣所へのアプローチへの配慮



- 太陽熱利用設備 設置
太陽熱を利用して、暖房、給湯を行う



快適な空間でその人らしく



your smile makes everyone happy!



ある日の夕食風景



your smile makes everyone happy!



あなたの笑顔はみんなをHAPPYにする！



一日の締めは
やっぱり
愛情ごはん！！



Your smile makes everyone happy!



鹿児島市の概要

* 人口 594,943人 (平成31年4月1日現在)

◇障害者の状況 (平成31年4月1日現在)

- ・療育手帳所持者 5,798人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 6,176人
 - ・身体障害者手帳所持者 28,373人
 - ・3障害合計の手帳所持者 40,347人
- ※ 3 障害とも手帳所持者数が増加 (4年前と比較すると2,751人増)
- ・特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者数 4,934人



鹿児島市基幹相談支援センター

鹿児島市障害者基幹相談支援センター・鹿児島市障害者虐待防止センター (かごしま市民福祉プラザ 3F)



- 2012年（平成24年）10月設置
- 市内の相談支援事業所41箇所の運営法人によって、構成される運営協議会により運営。
- 知的、精神、身体、子どもの各分野（各法人）から人員を派遣する形。
- 4法人のうち、代表法人が、鹿児島市からの受託というかたち。
- 虐待防止センターも兼ねているため、緊急受付対応（夜間・休日の対応）は地域生活支援拠点にて対応。
- 初期メンバーから、2014年1名変更。2015年4月より2人目の変更。2016年4月3人目の変更。2017年4人目変更。（一巡するとともに、主たる受託法人も変更。）
- 鹿児島市行政とのパートナーシップ。経験者が増えることによる相談支援専門員のレベルアップ。
- 毎月、40数箇所の事業所から相談支援専門員が集まり、定例会（相談支援部会）を開催。
- 鹿児島市自立支援協議会の運営にも携わる。
- サービス等利用計画作成の研修会を開催する等、輪を保ちつつ輪を広げている。
- 地域生活支援拠点への宿直業務応援体制のメンバーとなる。

鹿児島市自立支援協議会

定例会

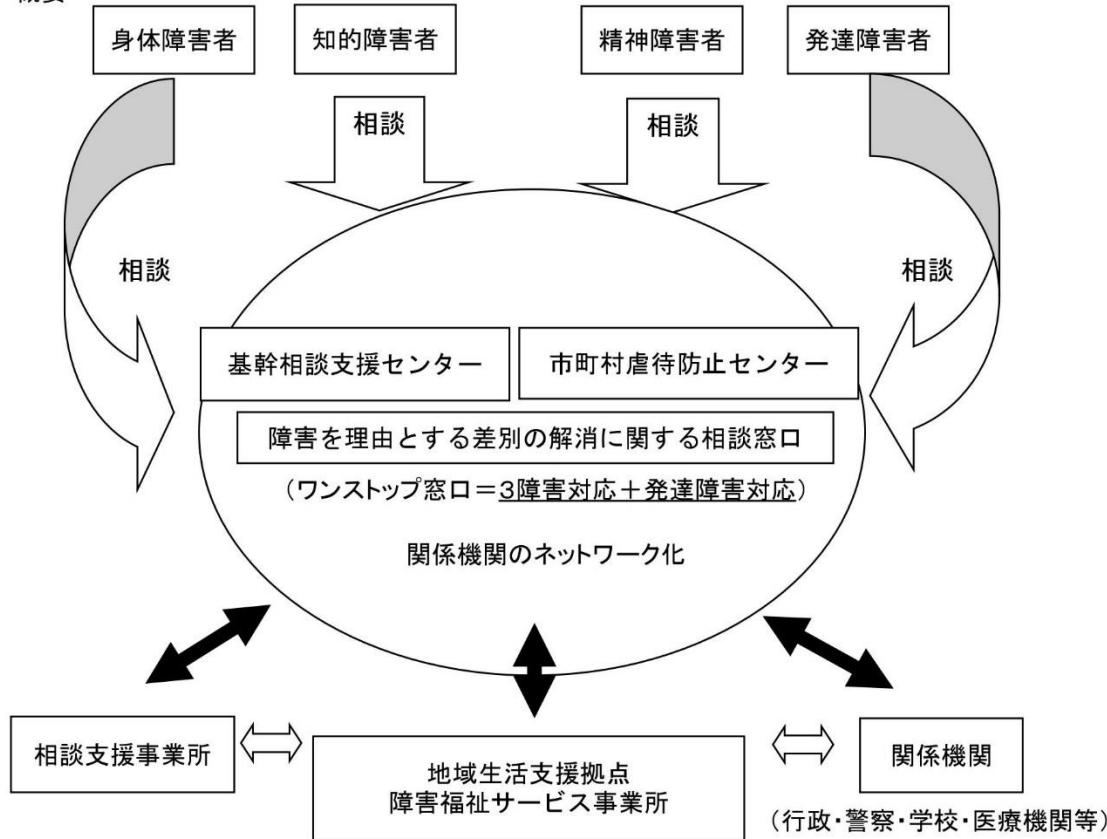
精神保健福祉
部会

こども
部会

地域生活
支援拠点
部会

鹿児島市障害者基幹相談支援センター

概要



(運営方法)

- 41法人、40事業所の相談支援事業所で構成する障害者基幹相談支援センター運営協議会の代表法人と鹿児島市が委託契約
- 障害者基幹相談支援センターに配置される相談員は、運営協議会構成法人から出向で対応（賃金は相談員が所属する法人が支給）
- ☆ 全ての相談支援事業所がセンター運営に協力し、また、配置される相談員が交代することで、鹿児島市全体の相談員のスキルが上がることを目的としている。

・開設時期

平成24年10月1日

・設置場所

かごしま市民福祉プラザ3階

・相談受付時間

開所時間は、月曜日から土曜日の9時30分から18時30分(水・日曜日、祝日・年末年始休館)
上記のうち、相談時間は、10時から18時

・対象者

障害者(児)及びその家族等

・業務内容

身体、知的、精神、発達障害に係る専門的相談支援業務
障害者虐待防止センターの運営に関すること
成年後見制度利用事業の実施に伴う業務
相談支援事業者への支援に関する業務
障害者施策の周知広報に関する業務
関係機関との連絡調整に関する業務
障害を理由とする差別の解消に関する相談業務 など

・配置される相談員

所長1名
知的障害者に対応する相談員1名
身体障害者に対応する相談員1名
精神障害者に対応する相談員1名
発達障害者に対応する相談員1名
差別解消の相談に対応する相談員1名

地域生活支援拠点事業概要 I



地域生活支援拠点設置に向けて

鹿児島市障害福祉計画第4期計画において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上整備することを目指すことが決定され、平成27年10月から「地域生活支援拠点検討部会」を開催し、鹿児島市の実情に合った機能の整理、また体制構築に向けて話し合いを重ねてきた。

鹿児島市においては「中核施設」と位置づけられる多機能拠点整備型を拠点に2013年（平成24年）10月に設置された鹿児島市障害者基幹相談支援センターとの密接な連携の下、その他の連携施設とあわせて面的整備につなげていく。本人に寄り添い、家族や地域社会と一緒に考え、周辺の事業所と協働して面的に支えていくことを目標に各エリアの地域生活支援拠点が中心となり周辺地域社会を面的に支えていく「多機能拠点整備型面的整備モデル」を目指す。具体的には安心コールセンターとして、短期入所4床（内1床は補償対象の空床）を活用し、利用者を含む事前登録者（近隣の他法人グループホーム、近隣の独居、家族同居）に対する地域生活のバックアップや相談受付、緊急時の対応などにも24時間365日対応する。また、附帯事業として通所施設（生活介護）20名分、グループホーム18名分を用意する。また、虐待防止センターと連携し、虐待ケースへの迅速・丁寧な対応も目指す。

福祉の普遍化・総合化・地域完結化・資源総合活用を図る「地域包括支援システム」の制度を整えることができたとき、本人、家族はもとより、認知症のお年寄り、一般市民、近隣住民の安心も担保されるに違いないと期待している。

社会福祉法人ゆうかり
理事長 水流 源彦

➤ 事業内容

1. GH6名×3ユニット(18名)
2. 短期入所(4床、内1床は補償対象の空床)
3. 生活介護(20名)
4. 相談支援

➤ 建築概況

建物名称 : 地域生活支援拠点ゆうかり

用途地域 : 商業地域 第一種住居地域 防火地域 : 準防火地域

敷地面積 : 855.41m² 建築面積 : 404.12m² 延床面積 : 1297.53m²

階数 : 地上4階 構造 : 木造耐火構造 駐車台数 : 7台

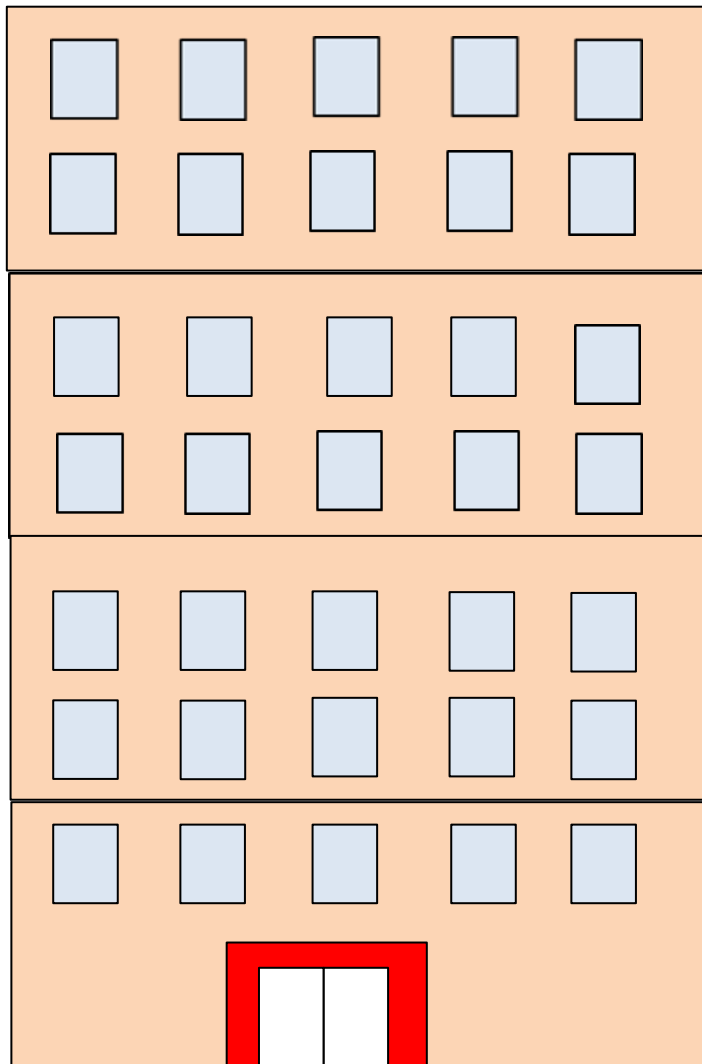
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

※ 安心コールセンター機能としては、昼間は、鹿児島市中心部にある基幹相談支援センターとの連携の下、虐待ケースへの即時対応の拠点となる。また、短期入所4床を活用し、事前登録者(近隣の他法人GH、近隣の独居、家族同居)に対する、緊急時対応、プリステイ(体験宿泊)等を実施。



実際の運用イメージ

各ホームへ
夜勤1名配置
合計2名配置



事業内容

【3,4F 共同生活援助(グループホーム)
2ユニット×6名=12名
短期入所4床(2床×2フロア)
内1床は空床補償】

4F くろーぱー(H29.10月開所)

3F すみれ(H30.04月開所)

3・4F 短期入所事業所あすてっぷ
(H29.10月開所)

【2F 共同生活援助(グループホーム)6名
相談支援、安心コールセンター】

2F くるみ(H31.2月開所)

あとりえ(相談支援)・となりびと(居宅等)

【1F 生活介護 20名】

生活介護事業所ぱすてる(H30.04月開所)

鹿児島市障害者地域生活支援拠点
(安心コールセンター)

拠点相談員
として
宿直1名配置



誰もが住みたくなる機能性とデザイン性（木造4階建）



一法人の取り組みでは、とうてい成り立たない。⇒拠点型面的整備！
親亡き後、といわず、今も、これからも暮らしやすい社会（まちづくり）のために、
機能したい。



地域生活支援拠点検討部会にて連携法人より宿直者
（相談支援専門員等）の派遣を検討



受託法人であるゆうかりと当初市内7法人（現9法人）が協力連携の協定を締結

※中核施設としての拠点が、地域の各法人との協力体制にて24時間の相談体制を維持継続する仕組み

- * 報酬改定後⇒9法人との業務提携→拠点加算の対象
- * 基幹センタースタッフ全員宿直
- * 虐待対応回線プラス拠点对応回線
- * GH夜勤がワンストップ、内容把握の上、宿直者へつなぐ
（宿直回線は外線にならないようセッティング）



多機能整備拠点型面的整備モデルを標榜 Ⅱ

※たとえば、ショートステイの活用(利便性の良さを活かして)

その1. 昼間は、いつものとおり、通所施設に通いつつ、気の合う仲間とショートステイ。相性を確認しながら、将来的には、グループホームでの共同生活を！

その2. 学齢期のお子さんの、修学旅行の準備に。住み慣れた家を、いきなり離れるのではなく、当初は、日帰り、慣れたら数泊！

その1、その2ともに、ご両親にとっては、レスパイトの要素も！

※近隣のグループホームのバックアップ施設として、また、ご家庭でのお困りごとに対応

その1. 経験を踏まえて、近隣のグループホーム、もしくは一人暮らしにチャレンジ。困ったことがあれば、24時間、対応します。

その2. 日中は、基幹相談支援センターに相談してもらいますが、それ以外の時間帯でも即対応

⇒エリアをどこまでに設定するかが、課題！

緊急一時保護事例概要

〔事例1〕 同居家族からの虐待(疑い)のため路上生活されていた女性(精神)
市障害福祉課より、緊急一時保護の可能性があると連絡あり、翌日、ホームレス生活者を支援する会の支援者と共に本人が拠点へ来所され、そのまま一時保護。
保護中に今後の生活に対する意向を確認。3泊目に拠点にてコア会議を開催。
家族からの虐待を避けるため、住まいの拠点を分離して生活していく方向で生活保護の申請も視野に入れつつ、拠点事業協力法人での一時保護へ移行。今後の方向性を検討していくこととなる。

〔事例2〕 精神的な不安が強く、金銭管理面に課題が多いため、他者との関係構築に課題がある女性(精神)
本人より、拠点へ電話相談があり、現地へアウトリーチを行う。訪問時、本人より一時保護の希望があり対応となる。当初、お金も底をつき、食事も摂っておらず、同じく精神障害を抱える兄宅へ転がり込んでいた。
保護中に今後の生活に対する意向を確認。2泊目に基幹相談支援センターにて担当者会議を開催。本人の自立を促すため、一時的に宿泊型の自立訓練施設での受入をして頂き、自宅での生活再開を目指すことになる。金銭面のフォローをして下さる司法書士の男性に助言をもらいつつ、金銭面及び対人関係での課題を少しでも解決しながら生活していく方向で、今後の方向性を検討していくこととなる。

まだまだ(当然)課題も多い……

鹿児島市に1ヶ所(しかない)

鹿児島市行政、基幹相談支援センター及び地域の関係機関と協働で対応

宿直1人体制での緊急対応

実働的な対応のためには体制構築に議論が必要

⇒連携先(面的整備)ならびに、多機能拠点(GH夜勤者の存在)のメリットを活かし、柔軟に対応

『緊急』の判断

何をもって緊急と判断するのか、基準と判断が難しいケースも想定される

⇒といっても、『緊急』の判断の蓄積は可能＝拠点型のメリット

⇒面的整備だと、それぞれの窓口にて『緊急』の捉え方に差が生じる可能性が考えられる。

※この他の課題を含めて、具体的に解決していくための体制・地域づくりについて
連携協力法人と共に地域生活支援拠点部会で協議していく必要がある



参 考

地域生活支援拠点事業業務連携協定書

(目的)

- 1 本連携協定（以下「協定」という。）は、社会福祉法人 ゆうかり（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 ○○○○（以下、「乙」という。）が
次の委託業務を連携して営むことを目的とする。
- ① 身体、知的、精神、発達障害等に係る緊急の相談支援業務（宿直）
 - ② ①に係る緊急一時保護業務
 - ③ 施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対するグループホーム等における地域生活の体験の場の提供業務

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(相談支援専門員等の派遣)

第4条 乙は、鹿児島市障害者地域生活支援拠点に宿直のための相談支援専門員等を派遣するものとする。

2 甲は、翌月末日までに宿直1回あたり4,000円（ただし、電話・来所対応の実働を伴った場合は宿直1回あたり2,850円を追加支給、来所後緊急一時保護となった場合は宿直1回あたり更に7,030円を追加支給）を乙の指定する口座へ振り込むものとする。

(協定書に定めのない事項)

第5条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じ別途定めるものとする。

(協定期間の延長)

第6条 第2条で定めた協定期間は、契約期間満了日30日までに、甲または乙のいずれか一方または双方から更新拒絶の意思表示がない場合は、以降この例により協定を更新するものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を2通作成し、甲乙それぞれ、記名捺印し、各自所持するものとする。



共生社会 フォーラム

～福祉の思想に学び、実践し、語る人に～

厚生省HP



誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念等について学び、自らの実践につなげ、さらには所属や地域社会に向けて普及啓発していく人材の養成研修を組み込んだフォーラムを実施します

年間スケジュール

- | | |
|--|--|
| ● 共生社会フォーラムin埼玉
令和元年8月21日(水)・22日(木)
会場：埼玉会館(埼玉県さいたま市) | ● 共生社会フォーラムin岩手
令和元年12月19日(木)・20日(金)
会場：アイーナ(岩手県盛岡市) |
| ● 共生社会フォーラムin鳥取
令和元年9月25日(水)・26日(木)
会場：米子商工会議所(鳥取県米子市) | ● 共生社会フォーラムin長崎
令和2年1月17日(金)・18日(土)
会場：シーハットおおむら(長崎県大村市) |
| ● 共生社会フォーラムin兵庫
令和元年11月下旬
会場：未定(兵庫県西宮市) | ● 共生社会フォーラムin岡山
令和2年1月22日(水)・23日(木)
会場：ピュアリティまきび(岡山県岡山市) |

※いずれの会場も定員100名(一般：50名/福祉職等研修：40名/学生・新任者研修：10名)

■ 全体フォーラム(仮称)

令和2年2月上旬
会場：大津プリンスホテル(滋賀県大津市)
定員：300名